

8月分の上下水道料金の減免

図経営管理課窓口係 ☎ 8 2 2 0 (市役所5階)

市内全域の上下水道を利用している人を対象に、住宅等の清掃に水道水を使用した場合、以下のように上下水道料金の減免を行います。

■ 8月分の使用料金を減免

今年の8月と昨年の8月の使用水量を比較して、今年8月の使用水量が多い場合には、昨年8月の使用水量で使用料金を計算します。

※申請の必要はありません。

(例) 昨年の8月の使用水量が24立方メートルで今年の8月の使用水量が30立方メートルの場合は、昨年の使用水量24立方メートルで計算します。

※ただし、比較する使用水量がない場合は、検針した水量で計算を行います。

災害支援金を配分します

図会計課出納係 ☎ 8 2 0 7 (市役所1階)

今回の豪雨で被災した人に対し、日田市災害支援金を配分します。

■ 対象

住宅が全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた世帯

■ 配分金額 (大分県分と日田市分の合算)

	全 壊	半 壊	床上浸水
大分県	20万円	10万円	5万円
日田市	10万円	10万円	10万円
計	30万円	20万円	15万円

■ 申請方法

被災者の住宅の再建を支援する「被災者住宅(生活)再建支援金」を申請することで、この支援金の申請をしたものとみなす

※「被災者住宅(生活)再建支援金」を申請してください。

■ 申請先

市役所2階 再建支援金受付窓口

※申請に関するお問い合わせは、健康保険課国保・年金係(☎8271)まで。

■ 配分時期

申請受付後、随時口座に振込み

台風や大雨に備えてください!

図防災・危機管理室 ☎ 8 3 6 3 (市役所4階)

台風は一年間に平均して約25個発生し、そのうち3個程度が日本に上陸しています。

今年も11月頃までは台風の発生が予想されます。また、最近では前線の通過に伴う大雨による災害が全国各地で発生しています。

警報などの防災気象情報を確認したら、早めの備えをすることで被害を未然に防いだり、軽減することができます。テレビやラジオなどの気象情報に十分注意してください。

今回の豪雨災害によって、土砂災害に対する危険が増しています。台風や大雨の危険が近づいているというニュースや気象情報を見たり聞いたりしたら、災害への備えをもう一度確認し、早めの避難を心がけましょう。

【家の外の備え】

- ・窓や雨戸はしっかりとカギをかけ、必要に応じて補強する
- ・側溝や排水口は掃除して水はけを良くしておく
- ・風で飛ばされそうな物は固定したり、家の中に移動する

※必ず、大雨が降る前、風が強くなる前に行いましょう。

平成29年7月九州北部豪雨災害に対する市税等の減免について

今回の豪雨災害によって、住宅等に著しい損害を受けた人への税負担を軽減するため、個人市県民税、国民健康保険税、介護保険料の減免を行います。

① 減免対象額

平成29年度分の税額や保険料のうち、災害を受けた日以後に納期限が来るもの(介護保険料の特別徴収は、普通徴収とみなして算定します)

② 減免の対象となる損害

災害による住宅等の損害の程度が20%以上のもの(り災証明書の損壊の程度が「全壊」「大規模半壊」「半壊」のもの)

住宅の損害の程度は、「災害の被害認定基準」に基づき判断します。

③ 申請方法

平成30年3月31日(平日の午前8時30分～午後5時)までに、税務課市民税係に申請書を提出

り災証明書の交付を申請済みの人で、損害の程度によって減免の対象になると思われる人には、事前に申請書を送付します。

※申請書は税務課市民税係に備え付けています。

※印鑑を持参してください。

① 個人市県民税の減免

■ 減免対象者

居住している住宅等が被害を受けた個人市県民税の納税義務者で、平成28年中の合計所得金額が1,000万円以下である人。又は、災害によって納税義務者が死亡したとき・障がい者となったとき。

■ 減免割合

所得金額、損害の程度によって異なります。(全部～8分の1を減免)

② 国民健康保険税の減免

■ 減免対象者

居住している住宅等が被害を受けた国民健康保険税の納税義務者で、平成28年中の世帯合計所得金額が1,000万円以下である人。又は、災害によって納税義務者が障がい者となったとき。

■ 減免割合

所得金額、損害の程度によって異なります。(全部～8分の1を減免)

③ 介護保険料の減免

■ 減免対象者

居住している住宅等が被害を受けた第1号被保険者の人。又は、災害によって第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、死亡したとき・障がい者となったとき。

■ 減免割合

所得金額、損害の程度によって異なります。(全部～4分の1を減免)

災害によって所有する住宅(扶養する親族が居住している場合)又は家財が被害を受け、損害の価格が20%以上(保険金、損害賠償金等による補てん金は損害額から差し引いて算定)になる場合は、申請書は送付していませんが、減免対象となる可能性がありますのでご相談ください。

図・市税等の減免 税務課市民税係 ☎ 8 3 9 6 (市役所1階)
 ・り災証明書の交付申請 税務課資産税係 ☎ 8 2 0 6 (市役所1階)